

## 国立大学の一法人複数大学制度導入の主な経緯

### 大学改革実行プラン～社会の変革のエンジンとなる大学づくり～（平成 24 年 6 月）

国立大学改革ロードマップにおいて、2013 年央まで国立大学改革プランを策定  
改革促進のためのシステム改革の加速

- ・必要な制度改正の検討、提案

（例）多様な大学間連携の制度的選択（一法人複数大学（アンブレラ方式）等、例えば地域や機能別）  
(抜粋)

### 経済財政運営と改革の基本方針 2018

#### ～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）

第 2 章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

1. 人づくり革命の実現と拡大

（1）人材への投資 ③大学改革

（大学の連携・統合等）

大学の組織再編等を促進するため、国立大学においては、国立大学法人法を改正し、一法人の下で複数の大学を運営できる制度を導入する。  
(抜粋)

### 未来投資戦略 2018

#### －「Society5.0」「データ駆動型社会」への変革－（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）

第 2 具体的施策

Ⅱ. 経済構造革新への基盤づくり

[1]データ駆動型社会の共通インフラの整備

3. イノベーションを生み出す大学改革と産学官連携・ベンチャー支援

3-1. 自律的なイノベーションエコシステムの構築

（3）新たに講ずべき具体的施策

i) 大学改革等による知的集約産業の創出

①大学経営環境の改善

・経営基盤の強化と効率的な経営の推進のため、国立大学の一法人複数大学制の導入、経営と教学の機能分担等にかかる国立大学法人法等の改正について次期通常国会への提出を念頭に作業を行う。  
(抜粋)

## 統合イノベーション戦略（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）

### 第 3 章 知の創造

（1）大学改革等によるイノベーション・エコシステムの創出

③今後の方向性及び具体的に講ずる主要施策

i) 経営環境の改善

<大学連携・再編の推進>

- ・文部科学省は、2019 年度中に国立大学法人法を改正し国立大学の 1 法人複数国立大学経営を可能化する（略）（抜粋）

## 国立大学の機能強化を促進させる組織・ガバナンスとそれに資する法・制度改正等の在り方（論点整理）（平成 30 年 6 月 15 日一般社団法人 国立大学協会）

### I 連携・統合

#### I-2 国立大学等間の多様な枠組みによる連携・統合

- 各国立大学の特性や地域性等を踏まえた連携を進めるためには、後述する 1 法人複数大学制度以外にも、複数の大学が業務の一部を共同して行う一部事務組合の導入や一定の事務等を共同で処理するための株式会社への出資を可能にするなど、多様な枠組みが活用できるような制度を整備すべきである。（抜粋）

#### I-3 国立大学の 1 法人複数大学制度

- 国立大学法人における 1 法人複数大学制度の導入の一義的な目的は教育研究機能の強化にある。すなわち、各法人がその特性や地域性等を踏まえ、経営統合によって教育研究機能の強化を実現できると判断した場合には、それを可能とする制度とすべきである。（抜粋）

## 今後の高等教育の将来像の提示に向けた中間まとめ

(平成 30 年 6 月 28 日中央教育審議会大学分科会将来構想部会)

(多様性を受け止めるガバナンス)

- 複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有できるよう、一法人一大学となっている国立大学の在り方の見直し、私立大学における学部単位等での事業譲渡の円滑化、国公私立の枠組みを越えて大学等の連携や機能分担を促進する制度の創設など、定員割れや赤字経営の大学の救済とならないよう配慮しつつ、大学等の連携・統合を円滑に進めることができる仕組みや、これらの取組を推進するための支援体制の構築など実効性を高める方策について検討することが必要である。

(抜粋)

<具体的な方策>

大学等の連携・統合の可能性

### 1. 国立大学の一法人複数大学制の導入

- 一法人複数大学制の導入に向けて、
  - ・ 法人の長と学長の役割分担と選考の在り方
  - ・ 理事（役員会）・監事・経営協議会・教育研究評議会の在り方
  - ・ 中期目標・中期計画・評価の在り方
  - ・ 一法人複数大学を導入した法人における特例措置などについて検討する。

(抜粋)

国立大学の一法人複数大学制度等に関する調査検討会議の設置（平成 30 年 9 月 19 日）